

各 位

平成 23 年 3 月 25 日
〒267-0066
千葉市緑区あすみが丘 1-38-6
みどり社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 荘司芳樹
TEL043-294-3876
FAX043-294-6857

中小企業緊急雇用安定助成金について（ご案内）

今回の計画停電は長期化が予想されます。その間、業務に支障が出ており、従業員の一時帰休又は短時間休業を考慮おられる事業所もあると思います。今回はそのような事業所に向けて、国で行っている支援をご紹介します。

【助成金概要】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」により事業活動が縮小した場合についても利用することができます。（計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合にも利用可能です）

【主な受給の要件】

1. 最近3ヶ月の生産量、売上高等がその直前の3ヶ月又は前年同期に比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
2. 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または短時間（1時間以上）休業を行うこと
3. 休業手当が支払われていること

*休業手当とは（労基法第26条）…使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない

【受給額】 ~ 休業の場合 ~

休業手当相当額の9/10（約7,500円）

教育訓練は上記に加えて1人1日あたり3,000円となります。

*休業等実施する場合、都道府県労働局にその計画を届け出る必要があります、その他、ご質問等ありましたら、お問い合わせください。
（担当：荘司・梅村）